

北九州市PTA協議会会則

第1章 総則

- (名称)
- 第1条 本会は北九州市PTA協議会（以下「北九P協」という。）と称し、事務局を北九州市立生涯学習総合センター2階（北九州市小倉北区大門一丁目6番43号）に置く。
- (組織)
- 第2条 本会は北九州市小学校・中学校・特別支援学校の各PTAで組織する単位PTA（以下「単P」という）の会員をもって組織する。
- 2 本会はその目的を同じくする関係組織（公益社団法人 日本PTA全国協議会及び九州ブロックPTA協議会）の会員である。
- (目的)
- 第3条 本会は、北九州市PTAの健全な発展を図ることを目的とする。
- (事業)
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) PTA相互の連絡調整に関すること
 - (2) 学校教育の理解と振興に関すること
 - (3) 家庭教育及び社会教育の振興に関すること
 - (4) 会員の研修に関すること
 - (5) 関係機関、団体との連絡提携に関すること
 - (6) その他、本会の目的達成に関すること

第2章 役員、理事及び監事

- (役員、理事及び監事)
- 第5条 本会に、次の役員、理事及び監事を置く。
- 2 役員は次のとおりとする。
- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 専務理事 | 1名 |
| 常務理事 | 1名 |
| 副会長 | 12名 |
- (小・中連携部担当、特支部担当、総務委員会担当、母親代表、教育環境委員会担当、研修委員会担当、会計担当、書記担当、広報担当、市校長会長3名)
- 3 理事は次のとおりとする。
- (1) 北九州市の小学校及び中学校の各区PTA連合会（以下「区連合会」という）の会長
 - (2) 北九州市特別支援学校PTA連合会（以下「市特支P連」という）より1名
 - (3) 北九州市小学校、中学校、特別支援学校より担当校長3名
 - (4) 北九州市小学校、中学校、特別支援学校の各教頭会より推薦された教頭3名
- 4 監事は次の通りとする。
- 監事 2名（小・中連携部会（1名）、特別支援学校部会（1名））
- (任務)
- 第6条 本会の役員、理事及び監事の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会、理事会及び役員会を招集する。
 - (2) 専務理事・常務理事・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 部会担当副会長は、小・中連携部会・特支部会の部会長となり、部会活動を統括する。
 - (4) 書記担当副会長は、本会の議事を進行するとともに記録し、整理保存する。また、委員会の担当役員となり、委員会活動を統括する。
 - (5) 会計担当副会長は、総会において決定された予算に基づき会計を処理し、その結果を総会に報告し、承認を求める。
 - (6) 理事は、理事会に出席し、会務を審議する。
 - (7) 監事は、当該年度の経理及び会務を監査し、その結果を総会に報告する。また、役員会及び理事会に出席できる。

- (任期及び選出方法)
- 第7条 役員（会長・専務理事・常務理事・副会長）、理事及び監事の任期は、1年とするが、再任を妨げない。なお欠員が生じ、補任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 補任に関しては、役員会で選出し、理事会で承認する。
- 2 会長・専務理事・常務理事・および副会長のうち会務担当、書記担当、市母親委員長は、区連合会及び特支P連から推薦された役員候補者を中心に、並びに小・中連携部会長、特別支援学校部会長は、各部会から推薦された役員候補者を中心に役員選考委員会で選考し、総会の承認を受ける。
- 3 市小・中・特別支援学校校長会長3名を副会長とする。
- 4 監事は、小・中連携部会より1名、特別支援学校部会より1名を推薦してもらい、推薦された監事候補者を中心に役員選考委員会で選考し、総会の承認を受ける。

- (相談役)
- 第8条 本会に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、本会の役員経験者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。任期は1年とするが再任は妨げない。
- 3 相談役は会議に出席できる。

第3章 会議

- (名称)
- 第9条 本会の会議は、総会、理事会、役員会、事務局長会議及び各種委員会とする。

- (総 会)
第 10 条 総会は、本会の最高決議機関である。総会は役員、理事、監事及び代議員をもって構成し、毎年年度はじめに定例総会を開き、次の事項を審議決定する。
(1) 役員承認 (2) 活動方針 (3) 事業報告・計画
(4) 予算・決算 (5) 会則の改正 (6) その他必要と認める事項
2 代議員は、区連合会より副会長2名、母親代表、校長会長、事務局長とし、市特支P連より副会長1名、母親代表、校長会長及び事務局長とする。
3 総会は、構成員の3分の1以上の出席(委任状を含む)によって成立し、出席者の過半数により議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
4 総会は、会長が招集する。また、必要に応じて、臨時総会を開催することができる。
5 役員、理事、監事及び代議員の3分の2以上の要請があれば、会長は臨時総会を開催しなければならない。
6 総会の議長は、開催の都度、出席者の同意を得て、理事の中から選出する。

- (理事 会)
第 11 条 理事会は、役員、理事及び監事をもって構成し、総会に次ぐ議決機関とする。
2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。但し、理事の3分の1以上の要求があれば、すみやかに開催しなければならない。
3 理事会は、構成員の3分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。可否同数の場合は会長の決するところによる。
4 理事会は、次の事項を審議議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会より委託された事項
(3) その他の会務運営に必要な事項

- (役員 会)
第 12 条 役員会は、総会及び理事会の議決に基づき本会の会務を執行する。但し、緊急を要する審議事項については、役員会で処理し、理事会の承認を得るものとする。

- (事務局 長会議)
第 13 条 北九P協、区P連及び市特支P連事務局長会議を年度に1回程度開催し、各P連や校長会との連携を深める。

- (部 会)
第 14 条 本会に部会を置く。
(1) 小・中連携部会
(2) 特別支援学校部会
2 部会の構成、その他必要な事項は、理事会において定める。

- (委員 会)
第 15 条 本会に常置委員会を置く。
(1) 総務委員会 (2) 教育環境委員会
(3) 母親委員会 (4) 研修委員会
2 母親委員会を除く委員長及び副委員長は、理事の中から理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3 委員会の構成、その他必要な事項は、理事会において定める。
4 必要がある時には、本会に特別委員会を設置することができる。

第 4 章 会 計

- (会 計)
第 16 条 本会の経理は、各構成団体の分担金及びその他の収入をもって充てる。
2 各区連合会分担金は、次のとおりとする。
200円×(児童生徒数)
3 児童生徒数は、5月1日の学校基本調査基準日の人数とする。
4 分担金は、各連合会でとりまとめ、当該年度の6月末までに、事務局に納入する。

- (会 計 年 度)
第 17 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
2 本会の経理事務について必要な事項は、理事会において定める。

第 5 章 事 務 局

- (事 務 局)
第 18 条 本会に事務局を置く。事務局は本会の庶務を行う。
2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
3 事務局は必要に応じて事務局次長を置くことができる。
4 事務局長及び事務局員は会議に出席し、職務を遂行する。

第 6 章 改 正

- (改 正)
第 19 条 本会則の改正は、総会構成員の3分の2以上(委任状を含む)の賛成によって成立する。

第 7 章 補 則

- (総 則)
第 20 条 この会則の施行に必要な事項は、理事会で別に定める。
(付 則)
1 この会則は、昭和49年6月1日より施行する。
2 この会則は、昭和53年7月13日に一部改正。
3 この会則は、昭和55年2月20日に一部改正。
4 この会則は、昭和57年6月28日に一部改正。

- 5 この会則は、昭和58年6月 3 日に一部改正。
- 6 この会則は、昭和60年6月19日に一部改正。
- 7 この会則は、昭和61年6月18日に一部改正。
- 8 この会則は、昭和63年3月18日に一部改正。
- 9 この会則は、平成 6 年6月 3 日に一部改正。
- 10 この会則は、平成 7 年6月 2 日に一部改正。
- 11 この会則は、平成 8 年6月 4 日に一部改正。
- 12 この会則は、平成 9 年6月 4 日に一部改正。
- 13 この会則は、平成10年6月 5 日に一部改正。
- 14 この会則は、平成11年6月 4 日に一部改正。
- 15 この会則は、平成12年6月 2 日に一部改正。
- 16 この会則は、平成16年2月24日に一部改正。
- 17 この会則は、平成19年6月 8 日に一部改正。
- 18 この会則は、平成20年6月 7 日に一部改正。
- 19 この会則は、平成21年5月29日に一部改正。
- 20 この会則は、平成22年5月10日に一部改正。
- 21 この会則は、平成23年5月 9日に一部改正。
- 22 この会則は、平成23年12月5日に一部改正。
- 23 この会則は、平成24年6月2日に一部改正。
- 24 この会則は、平成25年6月1日に一部改正。
- 25 この会則は、平成26年6月7日に一部改正。
- 26 この会則は、平成28年6月4日に一部改正。
- 27 この会則は、平成29年6月3日に一部改正。